

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立皆生養護学校及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校校舎清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

別添鳥取県立皆生養護学校校舎清掃業務仕様書及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校校舎清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

鳥取県米子市上福原七丁目 13-4 鳥取県立皆生養護学校

鳥取県米子市上福原七丁目 13-1 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校

(4) 業務の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の建築物内部清掃に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成 27 年 2 月 5 日（木）正午までに 4 の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（3）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業の登録を受けている者であること。

(5) 1 件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が 3,000 平方メートル以上の清掃業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立皆生養護学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒683-0004 鳥取県米子市上福原七丁目 13-4

鳥取県立皆生養護学校

電話 0859-22-6571

電子メール kaikeyo-s@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒683-0004 鳥取県米子市上福原七丁目 13-4

鳥取県立皆生養護学校

電話 0859-22-6571

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書等の交付方法

平成 27 年 1 月 28 日（水）から平成 27 年 2 月 12 日（木）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立皆生養護学校ウェブサイト（[http:// www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s](http://www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s)））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 27 年 1 月 28 日（水）から平成 27 年 2 月 12 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成 27 年 2 月 27 日（金）午後 1 時 30 分

イ 開札日時

平成 27 年 2 月 27 日（金）午後 1 時 30 分以降

ウ 場所

（1）に同じ

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第 3 号）を作成し、電子メールにより 4 の（1）の場所に平成 27 年 2 月 3 日（火）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、平成 27 年 2 月 10 日（火）にインターネットのホームページ（鳥取県立皆生養護学校ウェブサイト（[http:// www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s](http://www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s)））によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7 の事前提出物を作成の上、平成 27 年 2 月 12 日

- (木) 正午までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 2の(6)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式))(競争入札参加資格者名簿に県内従業員数1名以上の登録がされていない者に限る。)
- (3) 契約実績表(様式第2号)
国又は地方公共団体(鳥取県以外での契約実績も可とする。)と延べ床面積3,000平方メートル以上の建物を対象としたこの公告した業務と同様の業務について締結したもののうち過去2年分のものに限る。
なお、過去2年間に於いて該当するものがない場合は、平成21年度以降で直近のものでも可とする。
- (4) 2の(4)に係る登録証明書の写し

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を平成27年2月17日(火)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立皆生養護学校長に対し、入札参加資格がないとした理由について、平成27年2月19日(木)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立皆生養護学校長は、説明を求めた者に対して平成27年2月25日(水)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (4) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (5) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (6) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。
この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書（様式第 1 号）を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第 5 号）を 4 の（1）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」とい

う。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(6) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第6号)を、4の(1)の場所に提出すること。

(7) 本件入札には教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成26年3月12日付第201300191828号鳥取県教育長通知)に基づき最低制限価格を設定している。